相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県久慈市巽町一丁目五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　黒田　晋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

岩手県久慈市川崎町一二番一八号ＹＫビル一階

相続財産管理人　弁護士　峯田　幹大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県白河市道場小路一一八番地、最後の住所福島県郡山市桑野一丁目一六番六号ネオハイツ開成山公園三一三号

被相続人　亡　鈴木眞智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

福島県郡山市鶴見坦二丁目四番二一号

相続財産管理人　平　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県白河市道場小路一一八番地、最後の住所福島県郡山市桑野一丁目一六番六号ネオハイツ開成山公園三一三号

被相続人　亡　鈴木　憲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

福島県郡山市鶴見坦二丁目四番二一号

相続財産管理人　平　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小名浜字古湊一一四番地、最後の住所福島県いわき市小名浜岡小名字台ノ下一九番地の二メゾン岡小名五―一〇三

被相続人　亡　冨谷　哲郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

福島県いわき市小名浜本町一一番地の一まちづくりステーション小名浜三Ｆ

相続財産管理人　志賀　克彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字東内野四二九番地二、最後の住所埼玉県川口市大字東内野四二九番地の二

被相続人　亡　中川　征雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県さいたま市南区別所一―二―一一

相続財産管理人　弁護士　小林　猛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区石川町二丁目八九番地、最後の住所横浜市金沢区町屋町一一番四号

被相続人　亡　佐久間猛夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

東京都大田区久が原一丁目二五番一三号

相続財産管理人　鈴木　清雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区徳丸一丁目三一番、最後の住所東京都板橋区徳丸一丁目三一番五号

被相続人　亡　三浦　さだ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

事務所東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所岐阜県土岐郡笠原町三四一番戸

被相続人　亡　岡田　史七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

事務所岐阜県土岐市駄知町二〇五五番地の一

相続財産管理人　弁護士　伊藤知恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市玉宮町二丁目五番地、最後の住所岐阜市大宝町二丁目一八番地

被相続人　亡　熊澤　政敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

事務所岐阜市神田町二丁目一二番地松久オフィスビル四階

相続財産管理人　弁護士　神谷　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市浜北区貴布祢九二〇番地三、最後の住所名古屋市緑区浦里五丁目七番地

被相続人　亡　長谷　良巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

名古屋市南区上浜町三一七番地の二青山正雄司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　青山　正雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市荒木一五三三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　鼎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

三重県伊賀市上野丸之内一二六番地の一丸之内ビル二階

相続財産管理人　上山　秀実

商号変更のお知らせ

平成二十二年十月二十一日開催の臨時株主総会の決議により、商号を左記のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

記

新商号　五誠株式会社

旧商号　五誠機械産業株式会社

変更年月日　平成二十二年十月二十一日

平成二十二年十一月十六日

佐賀県佐賀市鍋島町大字森田八七八番地　五誠株式会社

代表取締役　川島　晃

会社設立のお知らせ

平成二十二年十月二十一日佐賀地方法務局にて設立登記を完了し、新しく五誠機械産業株式会社がここに発足しましたのでお知らせいたします。

なお、新設立の五誠機械産業株式会社は、商号変更前の旧五誠機械産業株式会社の事業内容の内、不動産賃貸業を除くほかの事業を全面的に継承したことを併せてお知らせいたします。

平成二十二年十一月十六日

佐賀県佐賀市鍋島町大字森田八七八番地　五誠機械産業株式会社

代表取締役　川島　晃

第58期決算公告

平成22年10月22日

大阪府東大阪市西石切町２－１－10

株式会社棚澤八光社

代表取締役　棚澤　肇

貸借対照表の要旨

（平成22年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,097,879	流動負債	858,411
固定資産	2,113,486	固定負債	2,099,164
		株主資本	2,253,790
		資本金	200,000
		資本剰余金	40,000
		資本準備金	40,000
		利益剰余金	2,133,790
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	2,083,790
		（うち当期純損失）	(69,761)
		自己株式	△ 120,000
資産合計	5,211,365	負債・純資産合計	5,211,365